

別表 1

卒業後 5 年間（実施要綱第 7 の規定に該当する場合には 3 年間）従事することにより返還が免除となる介護等の業務

◇児童福祉法関係

- ・知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園施設の入所者の保護に直接従事する職員

◇生活保護法関係

- ・救護施設、更生施設の介護職員等

◇老人福祉法関係

- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの介護職員（養護老人ホームでは支援員）等
- ・軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設の介護職員等

◇障害者自立支援法

- ・居宅介護、行動援護又は短期入所の事業の主たる業務が介護等の業務
- ・重度訪問介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の事業の介護職員等
- ・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームの介護職員等
- ・身体障害者更生援護施設（身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）の介護職員等
- ・知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設）の介護職員等

◇介護保険法関係

- ・訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護の事業の介護職員等
- ・夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居生活介護の事業の介護職員等
- ・介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護の事業の介護職員等
- ・指定地域密着型介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の介護職員等
- ・療養病床等を有する病棟又は医療法に規定する診療所の介護職員等
- ・基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスを行う事業の介護職員等
- ・社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動 法人等非営利活動法人が実施する指定居宅サービス、基準該当サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスに準ずる事業の介護職員等

◇「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」

別表第一 老人医科診療報酬点数表関係

- ・この点数表に定める病棟等で、次の①～③に係る施設基準の届け出を都道府県知事に対して行

ったものの介護職員等

- ①老人医科診療報酬点数表第1章第2部第1節 8老人病棟老人入院基本料1～4
- ②老人医科診療報酬点数表第1章第2部第3節 3老人性痴呆疾患療養病棟入院料1、2
- ③老人医科診療報酬点数表第1章第2部第3節 4診療所老人医療管理料

◇医療法関係

- ・療養病床等の病床により構成される病棟の介護職員等

◇のぞみの園法関係

- ・のぞみの園が設置する施設の介護職員等

◇社会福祉法関係

- ・隣保事業を行う施設の介護職員等

◇らい医療法関係

- ・国立ハンセン病療養所の介護職員等

◇職業安定法関係

- ・職業安定法施行規則附則第三項に規定する家政婦

◇労働災害補償保険法関係

- ・労災特別介護施設の介護職員

◇「在宅重度障害者通所援護事業実施要綱」関係

- ・在宅重度障害者通所援護事業を行う施設の介護職員等

◇「知的障害者通所援護事業実施要綱」関係

- ・知的障害者通所援護事業を行う施設の介護職員等

◇「地域福祉センター設置運営要綱」関係

- ・地域福祉センターの介護職員等

◇「地域生活支援事業実施要綱」関係

- ・移動支援事業、身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、経過的デイサービス事業を行う施設、訪問入浴サービス事業の介護職員等

◇「県・市町村」関係

- ・条例、実施要綱等で実施される介護等の業務を行う事業の介護職員等

◇その他

- ・その他介護等の便宜を供与する施設又は事業と会長が認めたもの。

※上記職種の外に、当該施設の長の業務も含まれます。ご不明な点等については、ご相談ください。